

番 号 : 170780

国 名 : キューバ

担当部署 : 社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第一チーム

案件名 : 全国運輸マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査 (経済統計・分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 経済統計・分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年11月中旬から2018年1月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.35M/M、現地 0.7M/M、合計 1.05M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 4日 現地業務期間 21日 整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月25日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年11月7日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	経済統計・分析に係る各種業務
対象国/類似地域	キューバ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

キューバではこれまで20年来の運輸交通インフラへの投資不足が続いてきた。維持管理は限定的なものにとどまったことで、老朽化した運輸交通インフラ改修の必要性が高まっている。近年、道路交通網、鉄道、港湾、空港の再生や拡張に必要とされる投資の金額は概算で250億米ドルと見積もられている。しかし、融資や他の資金調達の不足、技術の不足、交通手段の不足により、運輸交通セクターへの外国投資はとても貧弱なものとなり、今日の実際の投資は極めて限定的である。人口は2015年1139万人より減少傾向にある一方で、2015年には米国との国交を回復し、米国における対キューバ制裁の大幅な緩和による観光需要を含めた交通需要の増も見込まれている。しかしながら、効果的・効率的に運輸交通セクターの整備を進めるための全国運輸マスタープランが存在していない。

2016年には第7回キューバ共産党大会にて「2030年までの国家経済・社会開発計画」が承認され、その中で戦略軸のひとつにインフラ開発が含まれた。また、同大会では第6回共産党大会で作成された経済社会政策指針2011-2015の達成状況が報告され、その中で合理的な資源の利用を基礎とした旅客・貨物輸送の質と効率性の改善、マルチモーダル輸送の発展等について言及があった。2016年10月時点で次期5ヵ年計画（2016-2020）が策定中である。以上から、上記国の方針に沿い、かつ、マルチモーダルを考慮した全国運輸マスタープランが必要とされている。

かかる状況下、キューバ政府は、効果的・効率的に運輸交通セクターの整備を進めるために、全国運輸マスタープラン策定にかかる支援を要請した。

これを受けてJICAは、キューバ政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本プロジェクトの事前評価を行うとともに、本体プロジェクトの実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析することを目的として本詳細計画策定調査を実施する。なお、本案件のカウンターパートは運輸省及び運輸省傘下にある交通環境管理・研究センター（Empresa Centro de Investigación y Manejo Ambiental del Transporte (CIMAB)（以下、「CIMAB」）となる予定。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力プロジェクトの仕組み及び手続き、並びにJICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）の内容を十分に把握の上、他の業務従事者や機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。本業務は、冒頭の案件名に記載した案件、すなわち全国運輸マスタープラン策定プロジェクト（環境社会配慮カテゴリ分類Bを想定）の詳細計画策定調査を実施するものであり、本業務従事者は、本案件の経済統計・分析にかかる調査を行う（調査対象地域はキューバ全土）。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年11月中旬）

- ① 要請背景・内容を（要請書・関連報告書等（キューバ国運輸交通セクター情報収集・確認調査報告書含む）の資料・情報の収集・分析）把握する。
- ② 担当分野に係る関連既存資料・情報や我が国を含むドナーの協力実績をレビューする。
- ③ 担当分野に係る調査項目の整理と、調査工程・手法の検討を行い、対処方針（案）、説明資料（案）と関係機関（C/P機関等）に対する質問票（和文、英文）を作成する。
- ④ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
- ⑤ JICA職員が作成するR/D（案）、M/M（案）に対して担当分野の観点からコメントする。
- ⑥ 対処方針会議等の事前打合せに参加する。

(2) 現地派遣期間（2017年11月下旬～12月上旬）

- ① JICAキューバ事務所、在キューバ国日本大使館との打合せに参加し、担当調査事項について

て説明する。

- ②キューバ側等の関係機関等との協議及び現地調査に参加する。
- ③キューバ国関係機関等との協議及び現地踏査、担当分野に係る情報・資料収集を通じ、担当分野（経済統計・分析）に係る現状把握と課題の整理に加え、キューバの特殊性（データ入手上や調査可能地域等の制約やキューバへの輸入制限含めた貿易における制約にかかる法制度等）の把握を行い、本プロジェクトに向けた提言を行う。具体的には以下のとおり。なお、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。
 - ア) キューバのマクロ経済、関連指標の最新状況をアップデートする（経済財政分野全般の動向を把握する）。
 - イ) 計画経済及び資本市場の最新状況と課題を把握する（関連機関とその役割、関連法制度、関連政策・計画、各市場の概況等含む）。
 - ウ) 計画経済及び資本市場の規制・監督機能の現状と課題を把握する（関連機関とその役割、組織体制、関連法制度、関連政策・計画等を含む）。
 - エ) 他ドナー（世銀や米州開発銀行等）、IMF、関係機関、民間企業が把握するア)イ)ウ)を含む情報を把握する。
 - オ) キューバの既存人口予測データ（国単位、県単位、年齢層、性別）とその調査方法を把握する。
 - カ) キューバの既存経済データ（GDP、地域別GDP、セクター別経済成長率等）、今後の予測、それら算出方法を把握する。
 - キ) 上記データ含む関連情報の具体的な収集方法、関連データ入手上の制約を把握する。
 - ク) 本プロジェクトの重要な目的のひとつがMP策定を通じた、先方C/P機関のMP策定・更新能力向上になるとの想定から、キューバの特殊性を考慮した社会経済フレームワークの設定方法に係る議論を含めた交通需要予測方法について本調査の中で先方と十分に議論する。
 - ケ) 本プロジェクトにおいて抽出される短期優先プロジェクト等を実施する際に制約となり得る法制度やキューバへの輸入制限等を把握する。
 - コ) 担当分野における本プロジェクトでの再委託の調達事情、再委託先の方法の検討、想定される業務内容を検討、再委託業務のTOR案を作成する。その際、学生や関連機関職員による協力可否、現地企業調達事情等）の把握等の確認を行う。
 - サ) 担当分野に対する2017年9月に発生したハリケーン・イルマの影響を把握する。
- ④前工程までの調査結果を踏まえ、他の調査団員とも協力しながら担当分野における本プロジェクトの内容を検討する。想定される具体的な検討項目は以下のとおり。
 - (ア) キューバの経済政策全体のレビューと本プロジェクトを実施する上での考慮事項
 - (イ) キューバの経済政策における優先政策、優先セクター・課題
 - (ウ) 社会経済フレームワーク設定時にキューバの特殊性（計画経済と資本市場の共存状態）として考慮すべき社会経済指標と右記特殊性の反映方法（指標作成含む）、留意事項
- ⑤JICA団員とともにキューバ側関係機関との現地協議に参加し、JICA職員が作成するM/M案、R/D案に対して担当分野の観点からコメントする。
- ⑥担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成する。また、調査全体の資料収集リストの取りまとめに協力する。
- ⑦担当分野に係る現地調査結果をJICAキューバ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2017年12月下旬～2018年1月下旬）

- ①収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ、現地調査結果の整理を行う。
- ②事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ③帰国報告会、国内打合せに出席するとともに担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④担当分野に関する本格調査への提言（実施手法、規模、留意点等）を含む詳細計画策定調査報告書を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文）
電子データにより提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

・ 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒トロント/ヒューストン/マイアミ⇒キューバを標準とします。ただし、ヒューストン/マイアミを経由とする際にはアメリカ電子渡航認証システム ESTA の事前申請が必要となるため留意してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

- ・ 現地派遣期間は2017年11月26日～12月16日を予定しています。
- ・ 地域開発計画・運輸交通団員（コンサルタント）の現地派遣期間は11月26日～12月16日、環境社会配慮団員（コンサルタント）の現地派遣期間は12月3日～12月16日、JICAの調査団員は現地調査を12月3日～16日に行う予定です。
- ・ 現地では、他の調査団員と協力しつつ調査を実施すること。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 運輸交通計画（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 地域開発計画・運輸交通（コンサルタント）
- オ) 経済統計・分析（コンサルタント・本公示分）
- カ) 環境社会配慮（コンサルタント）
- キ) 通訳（日-西）

③ 便宜供与内容

当機構キューバ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
あり
- オ) 現地日程のアレンジ
キューバ政府機関とのアポイント取り付けをJICAが支援します。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ第一チームより配布します。入手を希望する方は、代表アドレス (eigge@jica.go.jp) 宛に、案件

名を明示してメールをお送りください。

・要請書

②本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで確認が可能です。

・ JICA「キューバ国 運輸交通セクター情報収集・確認調査報告書」(2016)

http://open_jicareport.jica.go.jp/700/700/700_606_12266037.html

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtml@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キューバ事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上